

## 個別避難計画作成業務委託契約書

塩竈市（以下「甲」という。）と（法人名）  
（以下「乙」という。）とは、個別避難計画作成の業務の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを実行するものとする。

（委託内容）

第1条 甲は、個別避難計画作成の業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 本契約の有効期間は令和 年 月 日までとする。

（実施方法）

第3条 乙は、甲から通知のあった調査対象者に対し、個別避難計画作成及び重要事項説明書の説明を行い、その結果を甲の定める期日（通知日より60日以内）までに甲に報告する。また、本契約書に定めのない事項等については、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（受託者の義務）

第4条 乙は、介護支援専門員その他、塩竈市個別避難計画作成事業に関する要綱第6条に基づき、定めた者に個別避難計画作成を行わせるものとする。

2 乙は、個別避難計画作成に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。

3 乙は、個別避難計画作成に従事する者に対し、以下の任務を遂行させる義務を甲に対して負うものとする。

(1) 対象者への訪問を行うとともに、個別避難計画作成を適正に実施する。

(2) 速やかに甲に前号の調査結果を報告する。

（委託料）

第5条 甲は、個別避難計画作成の事業の委託料として、次に定めるところにより、算定される額を乙に支払うものとする。

新規作成	1人あたり	4,000円+消費税
更新作成	1人あたり	2,000円+消費税

(委託料の支払い)

第6条 乙は毎月業務終了後、甲の定める期日までに当該月の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの適正なる請求書の受理後30日以内に、甲の定める指定金融機関において、乙に対し委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が、特別に認める場合については、この限りではない。

(業務実施の指示)

第9条 甲は、委託業務について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

(移動手段)

第10条 個別避難計画作成に必要な移動の手段は、乙が用意するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙については、委託業務の実施に当たり業務上知り得た個別避難計画作成の対象者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第12条 乙は、個別避難計画作成の際に、事故が発生した場合には速やかに甲、個別避難計画作成の対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個別避難計画作成にあたり、乙の責めに帰すべき理由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 乙は、受託業務に関する書類を事業所に整備しなければならない。

(報告書の提出)

第14条 乙は、毎月の委託業務の実施状況を甲が定める期日までに文書により甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要と認める時は乙に受託業務の実施状況の報告を求めることができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 事業者の指定を取り消されたとき
- (2) 委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。
- (3) 不正な調査を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱事務特記事項」を守らなければならない。

(疑義の解決)

第17条 本契約に定める事項その他個別避難計画作成の業務上必要な事項について疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ解決するものとする。

本契約の締結を証するために、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 委託者 宮城県塩竈市旭町1番1号  
塩竈市長 佐藤 光樹

(乙) 受託者 (所在地)

(名称)

(代表者職氏名)

印

(別記)

個人情報取扱事務特記事項

(基本的事項)

- 第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務（以下「事務」という。）の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。  
(秘密の保持)
- 第2条 受注者は、事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。事務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。  
(取扱従事者の明確化等)
- 第3条 受注者は、事務の処理のために個人情報を取り扱うときは、個人情報を取り扱う従事者（以下「取扱従事者」という。）を定め、書面等により発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、取扱従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう取扱従事者を監督しなければならない。
- 4 取扱従事者は、受注者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。  
(持ち出しの禁止)
- 第4条 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を契約等が定める業務遂行場所から持ち出してはならない。  
(収集の制限)
- 第5条 受注者は、事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。  
(目的外利用及び提供の禁止)
- 第6条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。  
(漏えい、滅失又はき損の防止等)
- 第7条 受注者は、事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。  
(教育の実施)
- 第8条 受注者は、取扱従事者に対して、在職中及び退職後においても事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること及び特記事項における取扱従事者が遵守すべき事項その他事務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。  
(資料の返還等)
- 第9条 受注者は、事務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、次条の規定により発注者の承諾を得て複製又は複製したものについては、確実に廃棄又は消去しなければならない。  
(複製等の禁止)
- 第10条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複製し、複製し、又は送信してはならない。また、事務の処理を行う場所に、資料等の複製が可能な媒体を持ち込んで서는ならない。  
(再委託の承諾)
- 第11条 受注者は、事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者に再委託をしてはならない。なお、再委託した事務をさらに委託する場合以降も同様とする。
- 2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、事務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して事務を委託した場合は、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。  
(実地調査)
- 第12条 発注者は、受注者が事務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。  
(指示及び報告等)
- 第13条 発注者は、受注者が事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。  
(事故発生時の対応)
- 第14条 受注者は、事務に関し個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故（次項において「個人情報の漏えい等の事故」という。）が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 2 発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。